

一般社団法人日本イベント協会 会員規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本イベント協会(以下「当協会」とする)の会員について定めたものである。

(本会員規約の範囲)

第2条 本規約は当協会に会員として入会となった自治体、法人、団体、各事業者または個人に適用される。

(会員の種類、決議権)

第3条 当協会の定款第3条に定めた目的に賛同し、本規約を承諾したものを条件とする。

2 当協会の会員とは次の7種類とする。

項目	登録者数	議決権	
特別会員(自治体)	1名	0個	
1. 特別法人会員	3名以上	3個以上	
2. 法人会員	2名	2個	
3. 団体会員	1名	1個	
4. 個人会員	1名	1個	
5. プラチナ会員	1名	1個	※満60才を超える者
6. PJ会員(準会員)	1名	0個	※満30才未満の者
7. 学生会員(準会員)	1名	0個	※大学生、大学院生および専修学校生

(入会申込)

第4条 当協会に入会しようとする自治体・法人・団体および個人等(以下「申込者」という)は、申込用紙に必要事項を記入し、申込者の関連参考資料とともに提出するものとする。

(入会審査)

第5条 入会申込ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当協会を真に支援するものであるか否かを当協会の役員会で審議する。承認後、郵送にて会員証・入会金、年会費の請求書を送付。

(入会金、年会費)

第6条 当協会の入会金および会費は次のとおりとする。

項目	入会金	年会費
特別会員(自治体)	—	—
1. 特別法人会員	—	60,000円×登録人数
2. 法人会員	20,000円	120,000円
3. 団体会員	10,000円	60,000円
4. 個人会員	10,000円	60,000円
5. プラチナ会員	5,000円	30,000円
6. PJ会員(準会員)	2,000円	10,000円
7. 学生会員(準会員)	—	2,000円

第8条 事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)の中途に入会した会費は、該当する年会費の月割とする。ただし、PJ会員および学生会員は年会費とする。

2 前項の会費および入会金を合わせて、指定される納入期限までに当協会指定口座に納入しなければならない。

(入会金、会費の返還)

第9条 会員が既に納入した入会金および年会費は、その理由の如何を問わず、返還しないものとする。

(会員の更新)

第10条 4月1日より翌年3月31日までの会員期間とし、1年ごとの更新とする。ただし、退会の申し出がない限り自動更新とする。

(会員の特典)

第11条 会員は当協会の行う次のサービスを利用することができる。

1. 当協会の情報誌面を提供
2. 当協会のセミナーや会合等へのご案内
3. イベントに関する事業等について、相談、マッチング
4. 会員交流の機会
5. 受託事業の参加

(変更の届け出)

第12条 会員は、名称、住所、連絡先等の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行うものとする。

(退会)

第13条 会員は、当協会の所定の手続きにより退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、退会後も当協会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の取り消し)

第14条 当協会は、会員の次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員たる資格を取り消すことができる。

1. 当協会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品位を損なう行為があった場合
2. 年会費の支払いが2年間以上滞納した場合
3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 本規約またはその他当協会が定める規約に違反した場合
5. その他、当協会の会員として不適当と認める事由が発生した場合

(個人情報の取り扱い)

第15条 当協会は、会員より申込み時に提供された個人情報を、個人情報に関する法令およびその他規範を遵守すること。

(損害賠償)

第16条 会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合は、当協会は当該会員に対して損害賠償の請求ができる。

(本規約の変更)

第17条 この規約は、総会の決議により変更することができる。